

福生市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する要望書

急速な少子化、家族構成の変化により、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。それを受け、福生市子ども・子育て審議会を設立し種々検討を重ね、当審議会から平成26年8月に「福生市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、その基本的な考え方」についての答申がされました。

その答申を受け「福生市子ども・子育て支援事業計画（案）」が市長から示されました。

今回の計画は、子ども・子育て支援法第61条により、幼児期の学校教育・保育や子ども・子育て支援を計画的に推進するため、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、子ども・子育て施策の総合的、一体的な取組みの方向性や目標を定め、「子育てするならふっさ」を一層推進するために制定するものです。

制定に当たり、審議会の意見、市民アンケートの実施や「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の課題等を分析し、平成27年度から5年を1期とした計画となっています。

当市議会では、提示されました「福生市子ども・子育て支援事業計画（案）」について、定住化対策特別委員会の中で様々な角度から調査・研究した結果、次のとおり要望いたします。

【要望事項】

- 1 現行事業と子ども子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の事業との整合性を図ること。

- 2 計画の中に、子どもへの支援に係る事業を全て網羅すること。
- 3 計画中の事業名等の表記の整合性を図ること。
- 4 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合には、積極的に支援を行い、保護者が必要とする教育、保育の選択肢を拡げること。
- 5 児童の放課後の過ごし方について地域や学校を含めた関係部署等で協議をして、学童クラブとふっさっ子の広場の特長を活かした事業連携を深めること。
- 6 個別的支援の必要な子どもへ、きめ細やかな対応を図ること。
- 7 「早寝・早起き・朝ごはん」を更に推進し、子どもたちに、より良い生活習慣が身に付くよう支援すること。
- 8 様々な障害に対応できるよう、放課後等児童サービスの更なる充実を図ること。
- 9 新規事業も含めた市独自事業をはじめ、先進的事業について積極的に周知を図ること。また、本計画策定時には広く周知すること。